

(平成22年12月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	35 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	34 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年5月から44年8月までの期間、45年1月から同年6月までの期間及び同年8月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年5月から44年9月まで
② 昭和45年1月から46年3月まで

両親とも、国民年金に加入しており、20歳から国民年金に加入しなければならないことは承知していたはずである。加入手続は父が行い、保険料は母が納付していたと思う。具体的な納付方法等は分からないが、当時、父は区長であり、加入義務も承知しており、経済的にも支払える状況であった。保険料を納付した証拠となるものは無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が国民年金の加入手続を行い、その母親が保険料を納付していたと主張しているところ、事実、その両親は、国民年金制度において保険料の納付が開始された昭和36年4月以降、国民年金加入期間の保険料を全て納付していることから、国民年金制度に対する理解の深さと保険料の納付意識の高さがうかがえ、申立内容に不自然さはみられない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和44年10月時点では、申立期間①の保険料について現年度及び過年度納付することが可能である上、申立人の国民年金被保険者名簿によると、申立期間①直後の同年10月から同年12月までの保険料が現年度納付されていることが確認できること、並びに申立期間①及び②の前後を通じてその両親の職業や住所などに変更も無く、生活状況に特段の変化も認められないことを踏まえ

ると、申立人の申立期間①及び②の保険料のみを納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間①及び②のうち、昭和44年9月及び45年7月については、厚生年金保険被保険者期間であることから、当該期間を国民年金保険料の納付済期間として記録を訂正することはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} (別添一覧表参照)
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：＜申立期間＞（別添一覧表参照）

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業主が事務処理を誤って本来の金額よりも過少な金額による賞与の届出を行ったため、標準賞与額が異なっている。既にA社の事業主から厚生年金保険被保険者賞与支払届が年金事務所に提出されているが、厚生年金保険法第 75 条に該当することにより年金額の計算の基礎とはされていない。申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額について、同社は厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、これに基づき、平成 22 年 6 月 17 日付けで年金事務所において処理され、申立期間の標準賞与額が、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）と記録されている。ただし、当該記録は、政府の保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により年金額の計算の基礎とはされていない。

このことについて、申立人は、当委員会に対し申立期間の年金記録の確認を求めているものであるが、当該事業所から提出された賃金台帳によると、申立人は、申立期間に賞与の支払いを受け、＜標準賞与額＞（別添一

覧表参照)の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を過少な金額を記載して社会保険事務所(当時)に対し提出したことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について、納入告知を行っておらず(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)、事業主は、当該厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

(注) 同一事業所に係る同種の案件 32 件 (別添一覧表参照)

別添一覧表

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
975	男		昭和37年生		平成18年12月15日	33万8,000円
					平成19年7月13日	24万1,000円
976	男		昭和34年生		平成18年12月15日	32万5,000円
					平成19年7月13日	22万9,000円
977	男		昭和34年生		平成18年12月15日	34万8,000円
					平成19年7月13日	24万7,000円
978	男		昭和42年生		平成18年12月15日	30万8,000円
					平成19年7月13日	22万円
979	男		昭和42年生		平成18年12月15日	26万2,000円
					平成19年7月13日	18万6,000円
980	男		昭和32年生		平成18年12月15日	35万8,000円
					平成19年7月13日	25万4,000円
981	男		昭和43年生		平成18年12月15日	25万9,000円
					平成19年7月13日	18万4,000円
982	男		昭和43年生		平成18年12月15日	25万8,000円
					平成19年7月13日	18万3,000円
983	男		昭和31年生		平成18年12月15日	32万6,000円
984	男		昭和44年生		平成18年12月15日	27万1,000円
					平成19年7月13日	19万3,000円
985	男		昭和35年生		平成18年12月15日	30万4,000円
					平成19年7月13日	21万5,000円
986	男		昭和46年生		平成18年12月15日	24万7,000円
					平成19年7月13日	17万6,000円
987	男		昭和47年生		平成18年12月15日	25万2,000円
					平成19年7月13日	17万9,000円
988	男		昭和40年生		平成18年12月15日	30万4,000円
					平成19年7月13日	21万4,000円
989	男		昭和48年生		平成19年7月13日	17万2,000円

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
990	男		昭和50年生		平成18年12月15日	21万6,000円
					平成19年7月13日	15万4,000円
991	男		昭和37年生		平成18年12月15日	26万4,000円
					平成19年7月13日	18万6,000円
992	女		昭和53年生		平成18年12月15日	20万2,000円
					平成19年7月13日	14万3,000円
993	男		昭和49年生		平成18年12月15日	22万9,000円
					平成19年7月13日	16万3,000円
994	女		昭和50年生		平成18年12月15日	14万2,000円
					平成19年7月13日	7万1,000円
995	女		昭和55年生		平成18年12月15日	20万2,000円
					平成19年7月13日	14万3,000円
996	男		昭和48年生		平成18年12月15日	23万7,000円
					平成19年7月13日	16万9,000円
997	男		昭和39年生		平成18年12月15日	30万3,000円
					平成19年7月13日	21万4,000円
998	女		昭和46年生		平成18年12月15日	14万2,000円
					平成19年7月13日	6万8,000円
999	男		昭和42年生		平成18年12月15日	29万2,000円
					平成19年7月13日	20万8,000円
1000	男		昭和45年生		平成18年12月15日	25万2,000円
					平成19年7月13日	17万9,000円
1001	男		昭和33年生		平成18年12月15日	30万2,000円
					平成19年7月13日	21万円
1002	女		昭和50年生		平成18年12月15日	14万2,000円
					平成19年7月13日	7万円
1003	男		昭和50年生		平成19年7月13日	9万7,000円
1004	男		昭和47年生		平成19年7月13日	2万4,000円
1005	男		昭和44年生		平成18年12月15日	24万円
1006	女		昭和25年生		平成18年12月15日	19万1,000円
					平成19年7月13日	9万5,000円

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①に係る標準報酬月額の記録を22万円に、申立期間②に係る標準報酬月額の記録を14万2,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年7月1日から4年11月21日まで
② 平成11年11月1日から12年4月1日まで

ねんきん定期便により、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が実際の給与額と比較して低くなっていることが分かった。申立期間①については、夫が同社の代表取締役であり、自分も役員で勤務したものの、社会保険の届出手続には関与していなかった。また、申立期間②については、自分は、権限のない名目上の代表取締役であり、社会保険の届出手続にも関与していなかったため、申立期間について正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、A社における申立人の標準報酬月額は、当初、22万円と記録されていたところ、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日（平成4年11月21日）より後の平成5年4月23日付けで、3年7月1日に遡って標準報酬月額を8万円に引き下げていることが確認できる上、申立人と同様に、代表取締役ほか4人の標準報酬月額も同日付けで減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、当該事業所では非常勤として勤務し、社会保険の届出事務には関与していないとしているところ、複数の元従業員も「代表取締役のワンマン経営であり、申立人は、代表取締役の妻ではあるが社会保険の届出事務の権限を有していなかった。」と証言していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の標準

報酬月額を遡って訂正する合理的理由は無く、当該期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間①に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、22万円に訂正することが妥当である。

申立期間②について、オンライン記録によると、A社における申立人の標準報酬月額は、当初、14万2,000円と記録されていたところ、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日（平成12年4月1日）より後の平成12年5月25日付けで、11年11月1日に遡って、9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、滞納処分票により、申立期間当時、当該事業所において、厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

一方、当該事業所の商業法人登記簿謄本により、申立人は、平成10年2月27日から12年2月27日までの間、同事業所の代表取締役であったことが確認できるものの、申立人は「自分は名目上の社長であり、経営に関する権限を有しておらず、社会保険の届出事務に関与していなかった。また、平成12年2月27日には代表取締役を退任している。」と申述しているところ、同事業所の実質的な経営者であるその夫は「自分は過去に破産宣告を受けたことから、申立人を名目上の代表取締役に就任させたが、申立人には社会保険の届出業務に関わる権限は与えていなかった。」と証言している。

また、複数の元従業員は「申立人は、名ばかりの代表取締役であり、万事、取締役である夫の指示に従って仕事をしていた。」「社員は皆、夫である取締役を社長と呼んでいた。」と証言しており、申立人が当該訂正処理に関与していたとは言い難い。

これらを総合的に判断すると、平成12年5月25日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、申立人について、11年11月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、14万2,000円に訂正することが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院（現在は、Bセンター）における資格取得日に係る記録を昭和59年5月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年5月23日から同年7月1日まで

A病院に昭和59年5月23日から勤務したが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年7月1日となっており、この期間の厚生年金保険の加入記録が空白となっている。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

Bセンターから提出された人事記録により、申立人は、申立期間においてC職として勤務していたことが認められる。

また、Bセンターから提出された在職証明書によると、申立人は、C職として勤務していた期間について、給与から厚生年金保険料を控除されていた旨の記載が確認できることから、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和59年7月の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年4月から61年9月まで

私は、平成4年に家を新築する際に年金を担保として融資を受けることになり、夫と一緒にA社会保険事務所(当時)に出向き、夫婦共に国民年金保険料に未納が無いことの確認を受けた上で、夫名義で融資を受けた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、年金住宅融資を受けるに当たり、A社会保険事務所の職員が夫婦の国民年金加入期間の保険料に未納が無いことを確認したことから、自分の保険料に未納はあり得ないと主張しているところ、申立人とその夫が融資申込を行うために同社会保険事務所に出向いたとする平成4年頃に、その夫は、厚生年金保険に加入していることがオンライン記録により確認でき、申立人も、年金記録確認申立て後に発見した融資金の借換え時の書類により、その夫の厚生年金保険を担保に住宅融資を受けたものであったと申立内容を変更していることから、同社会保険事務所の職員は、当時、その夫が加入していた厚生年金保険の融資要件期間を確認したものと推認できる。

また、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人の夫も当該期間の大半について保険料が未納となっている上、申立人は、申立期間当時、その夫の分と一緒に納付したとする保険料の納付時期、納付金額及び納付方法について記憶が曖昧であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から23年8月31日まで
A県B課及びC所に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について、勤務したことは確かなので厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA県交付の辞令により、申立人が申立期間においてA県B課にD職及びE職として、C所にF吏員として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、現在A県職員の年金事務を取り扱っているA県Gセンターは「確認できる資料は無い。」と回答しており、申立人も当該事業所における上司及び同僚等の氏名を覚えていないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、オンライン記録等を確認したものの、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、A県Gセンターは「申立期間当時はA県職員に係る厚生年金保険、共済年金の双方が存在していなかった。また、当時、同県職員としての吏員は、恩給制度の対象となっていたものの、申立人については、勤務期間が同県の条例の規定に満たないことから、恩給及び一時金の対象外であった。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月30日から同年5月1日まで
② 昭和25年7月25日から26年2月15日まで
③ 昭和26年11月29日から30年2月15日まで

社会保険事務所(当時)に問い合わせたところ、申立期間①、②及び③の各事業所について、それぞれ一部の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。各事業所において、次の事業所に転職する前日まで勤務していたので、各申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に継続して勤務していたと申述している。

しかしながら、当該事業所は、既に適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡している上、オンライン記録によると、同事業所において、昭和23年8月1日に被保険者資格を取得した申立人を含む5人全員が、24年4月30日に資格を喪失し、翌日の同年5月1日に、別事業所であるB社において新たに被保険者資格を取得しているところ、そのうち証言を得られた一人は退職日を記憶していないことから、申立人の申立期間①に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

申立期間②について、申立人は、B社に継続して勤務していたと申述している。

しかしながら、当該事業所は、既に適用事業所ではなくなっており、

事業主は死亡している上、同僚からも具体的な証言を得られないことから、申立人の申立期間②に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、オンライン記録により、当該事業所は、昭和 25 年 8 月 20 日に全喪しており、申立期間②の大半の期間は、適用事業所となっていないことが確認できる上、同オンライン記録によると、申立人の被保険者資格の喪失日が同年 7 月 25 日となっており、同事業所において、申立人と同じく 24 年 5 月 1 日に被保険者資格を取得した同僚 4 人全員が、同事業所の全喪日である 25 年 8 月 20 日以前に資格を喪失していることが確認できる。

申立期間③について、申立人は、C 社に継続して勤務していたと申述している。

しかしながら、当該事業所は、既に適用事業所ではなくなっており、事業主は死亡している上、同僚からも具体的な証言を得られないことから、申立人の申立期間③に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、オンライン記録によれば、当該事業所は昭和 26 年 11 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同オンライン記録により、同事業所における申立人を含む全ての従業員が同日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 9 月 8 日から同年 12 月 1 日まで

A社に昭和 55 年 9 月 8 日から勤務していたが、厚生年金保険被保険者の資格取得日が同年 12 月 1 日となっている。申立期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは、雇用保険の加入記録から認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和 55 年 12 月 1 日と同日であり、事業主を含めた厚生年金保険被保険者全員の資格取得日が同日以降となっており、それ以前に事業主が厚生年金保険の適用事業所としての手続を行った形跡は見当たらない。

また、当該事業所の当時の事業主は「厚生年金保険の適用については、親会社であるB社が行った。」と証言しているところ、B社は「A社は閉鎖しており、関連資料は保管していない。弊社の当時の事業主は死亡しているため詳細は不明である。」と回答している。

さらに、当該事業所の同僚は「私は、A社が発足した昭和 55 年 9 月 1 日に入社したが、申立期間における厚生年金保険の加入記録は無い。新規に発足させた事業所であり、落ち着いた頃に社会保険の加入手続を行ったのだと思っている。仮に申立期間に給与から保険料が控除されていたとすれば、事業所が届出を行わないとは考えられない。」旨を証言している。

なお、当該事業所の厚生年金保険の適用に係る取扱いについて、関連資料は保管されていないものの、申立期間当時、社会保険事務所（当時）に

勤務していた職員は「新規設立事業所に係る取扱いとして、標準報酬月額
は賃金台帳等の資料に基づき決定しており、そのため従業員の給与額を複
数回確認できる資料が必要であったため、厚生年金保険の新規適用まで
にはある程度の期間を要していた。」旨を証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確
認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料
を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月 1 日から 43 年 10 月 1 日まで
前職を退職し、昭和 42 年 10 月に母が経営する A 社に入社した。しかしながら、オンライン記録によると、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が 43 年 10 月 1 日となっており、入社した時期と 1 年相違している。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に A 社に勤務していたことは、申立人の申述及び同僚の証言等により推認できる。

しかしながら、当該事業所は既に解散し、社会保険関係資料は残っていない上、申立期間当時の社会保険事務担当者を確認することができないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

また、申立人の申述及び同僚の証言により、申立人と同時期に当該事業所に勤務していた申立人の実弟の厚生年金保険の記録についても、入社から 1 年間程度、厚生年金保険の記録が無いことが推認できることから、申立期間当時、同事業所においては、全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。